

# 平成18年度行政評価等プログラム における政策評価テーマ等について

# 行政評価局の役割と取組方針

行政評価局は、政府部内において行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

## 政策評価

政策効果を把握・分析して評価を行い、政策の見直し・改善を推進

- ・政策評価制度の推進
- ・統一性・総合性確保評価の実施
- ・客観性担保評価活動の実施



- 改定後の基本方針に基づく各府省の政策評価の適切な実施を促進
  - ・内閣の重要政策を踏まえた政策評価
  - ・政策評価と予算・決算の連携強化 等
- 政策評価に関する広報の積極的な展開
- 規制の事前評価の義務付けに向けた必要な取組の推進

## 行政評価・監視

各府省の業務の実施状況を調査し、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を推進



- 国民の安全・安心の確保、構造改革の推進といった政府の重要行政課題の解決の促進や簡素で効率的な行政の確保に重点を置いた行政評価・監視の実施
- 早急に改善を要するものについては、機動的に実施

## 独立行政法人評価

政策評価・独立行政法人評価委員会に付与された権限の行使を補佐することにより、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保



- 政策評価・独立行政法人評価委員会が行う、独立行政法人等に係る評価に関する評価活動等を的確に補佐し、同委員会の機能を最大限に発揮

## 行政相談

国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、必要なあつせんを行うことにより、その解決や実現を促進



- 行政相談事案の的確な処理の推進
- 行政相談の受付窓口の充実及び関係機関等との連携強化、行政相談に関する広報活動の充実

## Ⅲ 平成 18 年度行政評価等プログラムの骨格（案）

本資料は、総務省（行政評価局）が平成 18～20 年度に実施する政策評価等について、その取組の基本的な考え方（骨格）を示したものである。これを年度内にプログラムとして取りまとめ、総務大臣の決定とする予定。

### I 政策評価

#### 1 政策評価制度の推進に関する業務

政策評価の円滑かつ効果的・効率的な推進と政策評価の質の向上等を図るため、以下の取組を推進。

- ① 改定後の基本方針等に基づく各府省の政策評価の適切な実施の促進
  - ・ 内閣の重要政策を踏まえた政策評価
  - ・ 政策評価と予算・決算の連携強化
  - ・ 国民への説明責任の徹底
- ② 規制の事前評価の義務付けに向けた取組
- ③ 政策評価に関する広報の積極的な展開

#### 2 評価専担組織としての業務（法第 13 条に基づく計画として位置づけられるもの）

##### (1) 統一性又は総合性を確保するための評価（法第 12 条第 1 項によるもの）

政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施。

平成 18 年度から 20 年度までの 3 か年において、環境問題への対応、国民の安全・安心の確保等政府として統一的又は総合的な対応を要する重要課題について評価を実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえ、政策群について府省横断的に検証。

統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について、的確なフォローアップを実施。

## (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動(評価法第12条第2項によるもの)

各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、以下の取組を推進。

- ① どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析。
- ② 各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表。行政機関ごとにかつ個々に行う審査を、概算要求に関連して行われた政策評価について、重点化を図りつつ、できる限り速やかに実施。
- ③ 平成15年8月に公表した「『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組」等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、
  - i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの
  - ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきものについて検討。

評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、各府省に提供、公表。

## 3 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）に関する業務

政策評価に関して政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）が行う以下の調査審議に適時適切に対応し、同委員会（分科会）の機能が最大限発揮。

- ① 政策評価に関する基本的事項
- ② 統一性又は総合性を確保するための評価の実施及び客観性を担保するための評価活動の実施に係る重要事項

## **II 行政評価・監視**

国民の安全・安心の確保、構造改革の推進等政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けて引き続き重点的な取組を実施。

政府の重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に対しては、積極的に協力を行うこととし、必要に応じて行政評価・監視を実施。

また、国民からの苦情、事故・災害、不祥事件等を契機として、早急に改善を要す

るものについて、機動的に行政評価・監視を実施。

### Ⅲ 独立行政法人評価

－政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）に関する業務－

独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に係る評価等に関して政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、同委員会（分科会）の機能を最大限発揮。

- 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告についての審議
- 独立行政法人の業務実績に関する評価結果についての審議
- 国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実 等

## 【参考資料】

### ◎ 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

#### (総務省が行う政策の評価)

**第十二条** 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

#### (総務省が行う政策の評価に関する計画)

**第十三条** 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
- 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 政策評価に関する基本方針(抄)

平成13年12月28日閣議決定  
平成17年12月16日改定

評価専担組織としての総務省が行う政策評価については、基本方針において次のように定められている。

### (前文)

…政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。…

### Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

#### 2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

##### (1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

…政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。…

##### (2) (略)

##### (3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

#### ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。

- る。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価するものとする。
- (イ)これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする(これらの対象の選定について、総務省は、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の調査審議を踏まえるものとする。)
- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
  - ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
  - ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
  - ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

#### イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定(必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価(当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価



# 「政策群」に関する閣議決定

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（抄）（平成16年6月4日閣議決定）

## 第1部 「重点強化期間」の主な改革

### 2. 「官の改革」の強化

#### （1）予算制度改革の本格化

（政策群）

- ・ 「政策群」については、府省間の連携をより強化し、対象の拡充に積極的に取り組む（ITを活用した医療の利便性向上、建設業の新分野進出の円滑化等）
- ① 各府省は相互に連携して検討を行い、内閣府とも意見交換の上、ふさわしいものについて政策群として概算要求を行う。その際、できる限り定量的な政策目標（民間活力の誘発に関するものを含む）を定め、その政策目標の達成に向けて個々の府省が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、個別の政策手段毎の評価指標を定めることにより、目標を明確化・体系化する。予算査定は引き続き府省横断的に行う。
- ② 政策群の執行に当たっては、各府省が連携して取り組む。その状況や、目標の達成状況等について、執行段階及び事後において厳格な検証を府省横断的に行い、国民への説明責任を果たすとともに、その後の政策に反映させる。その際、政策評価や予算執行調査を活用する。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（抄）（平成17年6月21日閣議決定）

## 第2章 「小さくて効率的な政府」のための3つの変革

### 2. 仕事の流れを変える

#### （3）予算制度改革

（モデル事業等の一般化）

成果目標(Plan)－予算の効率的執行(Do)－厳格な評価(Check)－予算への反映(Action)を実現する予算制度改革を定着させる。このため、以下の取組を行う。

- ④ 「政策群」については、府省横断的な予算について重複排除を行い、関係府省の連携の下で積極的に政策を推進する普遍的な手法として発展するよう取組を進める。その際、関係閣僚会議等の府省横断的な政策会議に関し、「政策群」をより一層活用することも検討する。また「基本方針2004」を踏まえ、これまでの取組の検証を行う。

## 平成 18 年度政府予算案における「政策群」一覧

- ① 規制改革・制度改革等と予算措置を組み合わせ、構造改革と予算との連携を強める
- ② 原則として府省横断的に対応することで、政策の実効性・効率性を高める
- ③ より少ない財政負担で、民間活力を最大限に引き出すことを目指すもの

### (安心して生活できる社会の構築のために)

- ・ 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進  
(内閣府、文科、厚労、農水)
- ・ 木材利用の推進による環境と人にやさしい社会の構築 (厚労、農水、国交、環境)
- ・ ユビキタスネットワークを活用した食の安全・安心の向上 (総務、農水、経産)
- ・ 少子化の流れを変えるための次世代育成支援 (内閣府、文科、厚労、農水、国交)
- ・ 若年・長期失業者の就業拡大 (内閣府、文科、厚労、経産)
- ・ 世界最先端の「低公害車」社会の構築 (総務、経産、国交、環境)

### (都市と地方の活性化のために)

- ・ 建設業の新分野進出促進支援 (厚労、農水、経産、国交、環境)
- ・ 競争的研究資金の改革と充実 (内閣府、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境)
- ・ コンテンツビジネスの振興 (公取、金融、総務、文科、経産)
- ・ 緑豊かで安全・快適な都市の再生 (内閣府、警察、文科、厚労、国交)
- ・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進 (総務、文科、厚労、農水、国交、環境)
- ・ 外国人が快適に観光できる環境の整備 (総務、法務、外務、農水、経産、国交)
- ・ 科学技術駆動型の地域経済発展 (内閣府、金融、総務、文科、厚労、農水、経産、国交)

### (安全な社会の実現のために)

- ・ ITを活用した医療の利便性向上 (厚労、経産)
- ・ 感染症対策の充実・強化 (文科、厚労、農水、環境)
- ・ 災害等緊急事態対応の強化 (内閣府、総務、国交)
- ・ 民間との協働による犯罪者の更正と社会復帰支援体制の構築 (法務)
- ・ 安全かつ効率的な国際物流の実現 (金融、総務、財務、厚労、農水、経産、国交)

※ カッコ内は関係府省